

第43号議案

愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正について

上記の議案を提出する。

愛南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町職員の育児休業等に関する条例(平成16年愛南町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計系年度任用職員」という。)を除く。)」を削り、「勤務した期間」の次に「(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)」を加える。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛南町職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年6月7日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

育児休業をした会計年度任用職員において、期末手当等の支給の見直しを行う必要があるため。

愛南町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 第1項略 2 給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間 _____ がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(_____ 会計年度任用職員 _____ を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 第1項略 2 給与条例第21条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整) 第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 以下 略</p>